

第六回川内村仮設焼却施設運営協議会
議事要旨

日 時	平成 28 年 8 月 6 日（土） 13：30～14：30		
場 所	川内村対策地域内処理業務 管理棟 会議室		
出席者	委 員 ◎：会長 ○：副会長	川内村	◎第 8 行政区長 草野貴光 ○第 8 行政区代表 小野庄一 ・第 8 行政区代表 高野政義 ・第 8 行政区代表 箭内正男 ・第 8 行政区代表 小野正修
		川内村役場	・住民課長 遠藤清輝
		福島県	・生活環境部一般廃棄物課長 目黒信二 ・相双地方振興局県民環境部長 米沢修志
		環境省 福島環境 再生 事務所	・減容化施設整備課長 小島啓之 ・減容化施設整備課長補佐 福島正明 ・放射能汚染廃棄物対策第一課長補佐 菅原 浩 ・浜通り南支所長 細谷裕士
	事務局	環境省 福島環境再生事務所	
事業者	日立造船株式会社		
議事要旨	<p>○委員である川内村住民課長の交代があり、自己紹介が行われた。</p> <p>○第五回運営協議会議事録（要旨）が紹介され承認された。</p> <p>○環境省より仮設焼却施設の処理状況、仮設焼却施設解体工事、主灰及び不燃物の詰替え作業、あぶくま更生園の解体工事、焼却灰等の仮保管について説明が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理は 2 月 29 日に終了した。 ・仮設焼却施設の解体を、今後 1 年間かけて実施する。 ・最終処分場へ搬出するため、主灰 207 トン、不燃物 953m³ の地盤改良用収納容器への詰め替えを受入ヤード内で実施する。 ・あぶくま更生園の解体を 10 月頃から開始する。 ・焼却灰等については、最終処分場への搬出が終了するまで仮保管する。 <p>○その他、質疑にて以下の点が確認された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本協議会の開催の遅れは、灰の最終処分の方針が決定していなかったため。 ・焼却炉等解体開始後、モニタリングポスト計測数値の原子力規制委員会への通信は終了するが、施設解体が終了するまで、モニタリングポストは現地に残し、計測数値の表示を継続する。 ・灰と不燃物について、仮設焼却施設の受入ヤードで詰替え作業を実施する。 ・焼却炉等解体工事は施設全体を覆う仮設テントを設置してその中で実施する。粉じん等が外部に飛散しないように適正に管理する。相馬市・新地町仮設焼却施設解体実績があり、その知見を生かしながら計画し、解体する。 ・あぶくま更生園の解体においても粉じん等が外部に飛散しないように適正に管理する。 <p>○協議会については、灰の搬出が終了し施設の完全撤去が完了するまで継続し、必要に応じて開催する。</p>		